

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科長候補適任者選考規則

平成16年9月3日
(連合農学研究科規則第9号)

(選考の機関)

第1条 鳥取大学部局長選考等規則（平成26年鳥取大学規則第76号。以下「選考等規則」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、鳥取大学大学院連合農学研究科長候補適任者（以下「候補適任者」という。）の推薦を求められた場合の選考は、この規則の定めるところにより、鳥取大学大学院連合農学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）がこれを行う。

(候補適任者の資格)

第2条 候補適任者は、選挙の当日に、現に連合農学研究科の研究指導を担当する資格を有する鳥取大学の専任教授のうちから選考する。

2 前項の規定にかかわらず、当該選考に係る研究科長の任期の始期までに退職等により連合農学研究科の研究指導を担当する資格を有さなくなることが予定される者は、候補適任者の資格を有しないものとする。

(選考の方法)

第3条 研究科委員会は、候補適任者選考の参考とするため、選挙を行う。

2 前項の選挙に関する事務は、鳥取大学大学院連合農学研究科代議委員会（以下「代議委員会」という。）に委任する。

(選挙資格者)

第4条 選挙資格を有する者は、選挙通告の日に、現に連合農学研究科の研究指導又はその補助を担当する資格を有する教授、准教授、講師及び助教（兼担教員を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、選挙通告の日に次の各号のいずれかに該当する者（選挙通告の日において、第一次選挙の日までに帰国、復職又は停職期間が満了することが明らかである者を除く。）は、選挙資格を有しないものとする。

(1) 海外渡航中の者

(2) 休職者

(3) 停職者

3 選挙通告の日に選挙資格を有していた者が、選挙の日までに、第1項の規定に該当しなくなった場合は、その資格を失うものとする。

(選挙の方法)

第5条 選挙は、投票により行い、単記無記名とする。

2 投票日に投票を行うことができない者は、不在者投票を行うことができる。

3 代理投票は、認めない。

(選挙)

第6条 選挙は、第2条に規定する候補適任者について行う。

2 投票の結果、有効投票の過半数を得た者（以下「得票過半数の者」という。）を当選者とする。

3 投票の結果、得票過半数の者がいないときは、得票多数の上位2人（最上位に得票同数の者が2人以上あるときはその者をすべて加え、また、2位に得票同数の者があるときはその者をすべて加える。）について再投票を行い、得票多数の者を当選者とする。

4 前項の投票の結果、最上位に得票同数の者が2人以上あったときは、年長者を当選者とする。
（候補適任者の決定）

第7条 研究科委員会は、代議委員会の報告に基づき、候補適任者を決定し、これを学長に推薦するとともに公示するものとする。

2 ただし、以下のいずれかに該当するときは、本規則により改めて選挙を行い、他の候補適任者を学長に推薦するものとする。

(1) やむを得ない事由により辞退したとき。

(2) 選考等規則第6条ただし書の規定に基づき推薦を求められたとき。

（オンライン実施に関する特例）

第8条 代議委員会が必要と認めた場合は、選挙をオンラインにより実施することができる。

2 前項により選挙を実施する場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる者は選挙資格を有することとする。

（雑則）

第9条 この規則の実施に関し、必要な事項は細則で定める。

附 則

この規則は、平成16年9月3日から施行する。

附 則（平成19年2月16日連合農学研究科規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日連合農学研究科規則第3号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年8月27日連合農学研究科規則第2号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月10日連合農学研究科規則第2号）

この規則は、平成26年11月10日から施行する。

附 則（平成28年2月19日連合農学研究科規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月16日連合農学研究科規則第1号）

この規則は、令和6年2月16日から施行する。